

宮城県環境配慮型皆伐施業ガイドライン

平成28年4月11日

改正 令和3年4月1日

1 はじめに

宮城県の人工林の約8割が収穫可能な時期を迎えている中、県産木材の需要に応えるため今後皆伐が進んでいくことが予測されます。環境に配慮しない皆伐の実施は、森林の有する水源涵養や土砂流出防止等の公益的機能の低下を引き起こし、県民の生活環境に大きな影響を与えかねません。

一方で、伐採・更新されずに人工林の高齢級化が進むことは、森林の二酸化炭素吸収機能の低下を引き起こすこととなります。

そこで、森林の二酸化炭素吸収機能を高めつつ、環境への影響をできる限り低減するため、環境配慮型皆伐施業としてのガイドラインを作成しました。

2 ガイドラインの目的

このガイドラインによる環境配慮型皆伐施業を広く普及することにより、森林更新の促進による二酸化炭素吸収機能の増進とともに、水源涵養機能等の他の公益的機能の低下を防ぎ、県民の安全・安心な生活を確保します。併せて、将来の森林資源の造成による林業経営の持続性の確保と、このガイドラインによる伐採から植栽までの一貫作業による低コスト造林のモデルが普及することで、林業経営の改善に資するものとなります。

3 環境配慮事項

(1) 皆伐区域に係る配慮

- ① 皆伐面積は、原則として5ha以下とします。ただし、保護樹帯設置等の環境保全措置により、5ha以下の皆伐と同程度に環境影響が低減できる場合はこの限りではありません。

皆伐面積が大きくなるほど、土砂流出等周辺環境への影響が著しくなるおそれがあることから、伐採時期や伐採箇所を分散させることなどにより、一時に皆伐する面積を5ha以下に抑えます。

なお、面積が5haを超える場合には、保護樹林帯を設置することや土砂流出防止対策を行うことなどにより、5ha以下の皆伐と同程度に環境影響を低減します。

② 人家又は道路に面した箇所等防災上保全が必要な森林や、急傾斜、岩石地等の伐採により崩壊のおそれのある森林又は植栽等による更新が困難な森林は、皆伐区域から避けます。

人家や道路に面した森林など防災上保全が必要な森林の皆伐は、人的な被害を引き起こすおそれがあることからできる限り避けます。また、45度を超えるような急傾斜や岩石地等、皆伐により土石の崩壊を誘発するおそれのある箇所や、植栽を行っても更新が困難な箇所についても、森林の再生が困難になることから、できる限り皆伐を避けることとします。

(2) 林地保全に係る配慮

① 皆伐の実施に当たっては、必要以上の重機を林地に入れず、林内の移動も必要最小限にするなど、森林土壌の保全に努めます。

森林土壌は、水源の涵養機能等森林の公益的機能を発揮する上で重要な役割を担っており、植栽木等の更新樹の成長にも影響を及ぼすことから、重機による踏み堅めをできるだけ避けることにより保全に努めます。

② 土砂の崩落や岩石の落下等のおそれがある箇所の立木については、保残木として伐採しないなど、周辺の人家等への危険を避けながら、林地の保全に努めます。

皆伐区域に係る配慮のとおり、土砂の崩壊や岩石の落下等のおそれがある箇所については皆伐をできる限り避けますが、やむを得ず一部伐採が必要な場合は、周辺の人家等への危険性を考慮しながら、保残木を集団的に配置するなどして、林地の保全に努めます。

③ 皆伐により発生した枝条については、その後の効率的な植栽作業も考慮して整理し、谷沿いでの集積を避けるなど大雨等による流出を防ぎます。

皆伐により発生する枝条については、その後の植栽作業も考慮して乱雑な処理は行わないとともに、大雨時等に下流域に流出することがないように、谷沿いでの集積は避けるなど流出防止を図ります。

④ 皆伐後，できる限り早期に植栽を行うことにより，効率的な更新作業を行いつつ，林地の保全に努めます。

一貫作業等により，皆伐後できる限り早期に植栽を行うことは，更新作業の効率化による林業の低コスト化につながるとともに，伐採地が裸地のまま放置されず林地の保全が図られます。

⑤ 植栽に当たっては，植栽木が確実に活着する時期を選ぶとともに，コンテナ苗のような植栽時期に制約の少ない苗木の活用に配慮します。

皆伐後できる限り早期に植栽を行うに当たっては，植栽による林地の保全が効果的に図られるよう，植栽木が確実に活着する時期を踏まえるとともに，植栽時期の制約が比較的少ないコンテナ苗の活用についても配慮します。

⑥ 植栽木が確実に成長するよう，下刈り等による適切な管理を行うとともに，特にシカ等による食害のおそれのある箇所については，防護柵の設置等による対策を講じます。

植栽により持続的に林地が保全され，植栽木の確実な成長と成林に向けて，森林の公益的機能の回復，維持が図られるよう，下刈り等による森林の適切な管理を行うとともに，シカ等による食害のおそれのある地域においては，防護柵の設置等による食害防止策を講じます。

(3) 作業道・土場設置に係る環境配慮

① 伐採・搬出作業等に必要な作業道及び土場の設置に当たっては，必要最小限の土工により，林地の改変を極力控えます。

効率的な伐採・搬出作業を行うに当たり必要となる作業道や土場の設置に当たっては，設置作業の効率性も考慮して土工を必要最小限にすることにより，林地の改変を極力少なくし森林土壌の保全を図ることにより，森林の公益的機能の低下をできるだけ低減します。

② 防災上保全が必要な箇所，地形・地質上崩壊のおそれのある箇所，下流水系への影響が大きい箇所等，災害を引き起こすおそれのある箇所を避けます。

皆伐区域に係る配慮や林地保全に係る配慮のとおり，防災上保全が必要な箇所や地形・地質上崩壊のおそれのある箇所等では皆伐をできるだけ避けますが，特に作業道や土場の設置は，土工を伴い裸地を生じさせ雨水による土砂流出等が発生しやすいことから，災害を引き起こすおそれのある箇所は避けるようにします。

③ 雨水等による浸食，崩壊を防ぐため，排水対策を徹底します。

壊れにくい作業道等の設置を行う上で，排水対策は必要不可欠ですが，雨水や湧水による浸食，崩壊により，下流域への土砂流出の発生等，森林の公益的機能の低下を防ぐ上でも，排水対策を徹底する必要があります。

④ 作業完了後使用しない場合は，原形復旧するなど，森林の更新に支障が生じないよう後処理を行います。

今後使用予定のない作業道や土場を設置したままにすることは，土工により発生した裸地を放置することとなり，下流域への土砂流出等の発生を引き起こすおそれがあることから，原形復旧を図るなど後処理を行い，森林の更新を促進して公益的機能の回復を図ります。

(4) その他の配慮

① 皆伐の実施に当たっての許可申請，届出等や搬出・運搬作業に当たっての道路占用許可等，必要な諸手続について関係法令等を遵守します。

皆伐の実施に当たっては，保安林や自然公園等に指定されていないか，保育作業等に係る国，県等からの補助金を受けていないか，森林経営計画に位置づけられているかなど確認し，必要に応じて手続等を行うとともに，搬出・運搬作業の際にも，道路占用許可申請等が必要か確認し，必要に応じて手続を行うなど，関係法令等を遵守します。

- ② 伐採、搬出・運搬等に必要な重機やトラックの使用は最小限とすることにより、周辺に人家等がある場合の騒音、排気ガス等の影響を低減するとともに、二酸化炭素排出量の抑制に努めます。

作業に必要な重機やトラックの稼働により発生する騒音・振動や排気ガスは、周辺に人家等がある場合、人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、周辺に人家等がない場合でも、二酸化炭素排出量の抑制のため、必要最小限の使用に努め環境への影響を低減します。

- ③ 使用する重機やトラックは、できる限り排出ガス対策型や低騒音型・低振動型の環境配慮型のものを使用します。

重機やトラックの稼働を必要最小限とするとともに、使用する重機やトラックも環境配慮型の仕様のものをできるだけ使用することで、騒音、排気ガス等の発生をできる限り低減します。

- ④ 皆伐の実施並びに作業道及び土場の設置に当たっては、希少生物の生育・生息環境についても配慮します。

皆伐等の作業に当たっては、施行箇所が希少な生物の生育・生息箇所であることについて文献や聞き取り等により把握するよう努め、生育・生息が確認された場合には、施行箇所を回避することや施行時期に配慮するなど、希少生物の保全に努めます。

- ⑤ 再生可能資源の利用促進のため、伐採木はできる限り利用するため搬出するとともに、伐採に伴い発生する枝条についても、バイオマスとしての利用に配慮します。

再生可能資源である森林資源の利用促進は、二酸化炭素発生抑制につながることから、利用可能な伐採木はできる限り搬出するとともに、枝条等の林地残材についても木質バイオマスとして利用されるよう搬出に努めます。

⑥ 以上の環境配慮を行ったにもかかわらず、不測の環境影響が生じた場合、必要な環境保全措置に努めます。

これまで述べてきた各環境配慮事項を踏まえて皆伐等の作業を実施したとしても、異常気象による豪雨が近年頻発していることも考慮すると、想定外の環境への悪影響が生じる可能性があります。想定外の環境への悪影響が発生した場合、作業実施による影響が明らかであれば、作業実施後であっても土砂流出防止等の環境保全措置を講じるよう努めます。